

在宅生活が困難になったとき

1 介護保険の施設

在宅生活が困難で、要介護認定を受けている方は、介護保険の施設サービスが利用できます。

介護保険の施設には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院があります。費用・施設名などについては、49～51ページをご覧ください。

2 介護保険以外の施設

・ 養護老人ホーム

養護老人ホームは、65歳以上で身の回りのことは自分でできるか、軽い介助を必要とする程度の方で、家庭環境や経済上の理由などにより、家庭で生活することが困難な方が入所できる施設です。なお、入所できる方は収入の少ない世帯の方（市民税が非課税又は均等割のみ課税）に限られ、申請後生活状況等を調査の上、所定の審査により入所の適否を決定します。本人の収入に応じた負担金（利用料）がかかるほか、場合によっては扶養義務者にも負担金がかかることもあります。

市内の養護老人ホーム

養護老人ホーム	緑 風 苑	定員120人	春光台4条11丁目	電話51-3148
	敬 心 園	定員100人	春光台1条7丁目	電話51-5117
養護（盲人）老人ホーム	旭 光 園	定員 50人	7条通17丁目	電話24-1215

※近郊市町村の養護老人ホームについてもご相談ください。

※詳しくは、長寿社会課 高齢者支援係へ 電話25-6457

・ 軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、60歳以上のひとり暮らしの方や家族と一緒に暮らせない事情のある方で、身の回りのことは自分でできる方が入所できる施設です。軽費老人ホームには、施設の種類によって、軽費老人ホーム（ケアハウス）と都市部のみを対象とした都市型軽費老人ホームがあるほか、平成20年以前の旧基準に基づく経過措置による軽費老人ホームA型、軽費老人ホームB型があり、旭川市内には軽費老人ホーム（ケアハウス）及びA型が整備されています。

ケアハウス（介護利用型軽費老人ホーム）

利用対象者は、60歳以上の高齢者（ご夫婦等で入所する場合はどちらか一方が60歳以上）で、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、健康状態や高齢などの理由により独立して生活するには不安がある方で、家族による援助を受けることが困難な方です。

なお、ケアハウス自体が介護保険の事業所（特定施設入居者生活介護）となっている場合、身の回りのことに介助が必要な方は、ケアハウス内で事業所の職員から介護サービスを受けながら生活することができます。

利用料金は本人の収入により月8万円～15万円程度となります。

軽費老人ホーム（A型）

利用対象者は、60歳以上の高齢者（ご夫婦等で入所する場合はどちらか一方が60歳以上）で、家庭環境・住宅事情などの理由で家庭での生活ができない方です。

利用料金は本人の収入によって7万円～17万円程度となります。

市内の軽費老人ホーム

軽費老人ホーム	A型	緑が丘太陽園	定員50人	緑が丘東1条2丁目	電話65-4321
		旭川緑光苑	定員50人	神居町台場299番地	電話61-8182
	ケアハウス（介護利用型）	ケアハウス サンハイム	定員55人	末広8条5丁目	電話54-3816
		ケアハウス ふれあい	定員50人	錦町19丁目	電話51-0888
		ケアハウス リバーサイド	定員50人	旭神町22番地	電話65-0200
		ケアハウス 忠和 （特定施設入居者生活介護）	定員50人	忠和3条7丁目	電話61-0366
		ケアハウス フォルテ （特定施設入居者生活介護）	定員60人	東旭川町上兵村557番地	電話36-7373
		ケアハウス 順風	定員60人	2条通11丁目106番地	電話21-8551
		ケアプレゼンテーション サンライズ （特定施設入居者生活介護）	定員50人	永山町10丁目263番地	電話40-1215

※詳しくは、入所を希望される施設に直接お問い合わせください。

又は、長寿社会課 高齢者支援係へ 電話25-6457

・生活支援ハウス

生活支援ハウスは、60歳以上で、高齢等のため独立して生活することに不安のある方で、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所していて、要介護認定の結果、自立又は要支援と認定され退所する方、ひとり暮らし又は夫婦のみの世帯に属する方などで、身の回りのことは自分でできる方（ただし生活保護受給者を除く）が入所できる施設です。申請後生活状況等を調査し、所定の審査により入所の適否を決定します。本人の収入に応じた月額負担金（利用料）のほか、実費として食事代と光熱水費の負担がかかります。

市内の生活支援ハウス

生活支援ハウス「ぬくもり」	定員18人	末広8条6丁目	電話51-1126 （誠徳園と共用）
生活支援ハウス「きらら」	定員20人	東光17条8丁目	電話38-5050

※詳しくは、長寿社会課 高齢者支援係へ 電話25-6457

・ 有料老人ホーム

有料老人ホームは「入浴、排せつ若しくは食事の世話、食事の提供又はその他の日常生活上必要なサービス」を提供する高齢者向けの生活施設であり、老人福祉法第29条に規定されています。

有料老人ホームには以下の種類があります。

介護付有料老人ホーム	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護保険上の「特定施設入居者生活介護」の指定を受けており、介護が必要になった場合、有料老人ホームのスタッフが介護サービスを提供します。
住宅型有料老人ホーム	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要になった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護サービスなどを利用することができます。
健康型有料老人ホーム	介護が不要で、自立した生活を送ることができる高齢者が対象の施設です。介護が必要になった場合、契約を解除し、退去しなくてはなりません。

旭川市内の有料老人ホームについて

市内の有料老人ホームについては、旭川市ホームページに一覧を掲載しておりますので、次のページをご覧ください。

【旭川市ホームページ】

「介護保険の施設・事業所一覧」

掲載場所：トップページ>ライフイベント>高齢者・介護>介護保険>介護保険の施設・事業所一覧

URL : <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/800/843/847/d053094.html>



なお、ホームページを閲覧することができない方は、長寿社会課で一覧をお渡しすることもできます。

※詳しくは、長寿社会課 地域包括ケア推進係へ 電話25-9797

・ サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者が安心して暮らすことができるように生活相談サービスと安否確認サービスが提供されるバリアフリー構造の住宅です。

住宅の規模や設備、家賃、サービスの内容など、サービス付き高齢者向け住宅の詳しい情報については、一般社団法人高齢者住宅「サービス付き高齢者向け住宅」登録事務局のホームページ（<http://www.satsuki-jutaku.jp/search/index.php>）や建築総務課の窓口で公開しています。



市内のサービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 アイケア春光	28戸	春光5条1丁目	電話74-8346
	サービス付き高齢者向け住宅 夕陽の丘仕合わせの里	22戸	末広7条6丁目	電話51-2000
	サービス付き高齢者向け住宅 旭川透析タウン夢みらい	33戸	曙北2条5丁目	電話22-1515
	ふれあいの里華音	53戸	4条通17丁目	電話011-598-7277
	シルバーハイツ春光	18戸	春光5条6丁目	電話57-8810

サービス付き高齢者向け住宅	けあらいふ神楽館	60戸	神楽3条8丁目	電話73-3678
	まごころ館	20戸	東旭川南2条6丁目	電話36-5818
	かりのすまい東光	23戸	東光15条3丁目	電話52-3641
	医療法人仁友会サービス付き 高齢者住宅みやびの森	30戸	東旭川北1条4丁目	電話36-8811
	のぞみグリーンコート永山	29戸	永山9条3丁目	電話47-2333
	エバーグリーン宮下	20戸	宮下通5丁目	電話23-2001
	スコレ大町	29戸	大町3条4丁目	電話53-3300
	イリーゼ旭川3条通	63戸	3条通17丁目	電話03-6632-7702
	ら・ら	22戸	高砂台2丁目	電話85-7612
	エムズコート旭川	36戸	5条通11丁目	電話011-823-0330
	ブルーテラス大雪	80戸	大雪通7丁目	電話011-215-8940
	ブルーテラス神楽	100戸	神楽2条9丁目	電話011-215-8940
	ガーデナス南永山	31戸	永山8条1丁目	電話73-8132
	SKたいせつの郷	53戸	末広東1条13丁目	電話58-3333
	喜族の架け橋	66戸	宮下通11丁目	電話25-4411
北彩都宮下	25戸	宮下通14丁目	電話73-6555	

・全21棟 841戸

(令和3年4月1日現在)

※詳しくは、建築総務課へ 電話25-9708

●●● 施設等への転居に向けて ●●●

在宅生活が困難になり、施設等に転居する際には、家の管理や売却等についてご検討されては
いかがでしょうか。

空き家となってしまった場合に、適切な管理がなされなければ、地域住民に多大な不安や迷惑
を与えてしまうことがあります。困ったときにはご相談ください。

相談窓口	団体名	電話	受付時間
不動産に関する一般的な 相談【無料相談】	公益社団法人 北海道宅地建物取引業 協会旭川支部	39-2323	毎週火曜、木曜 午後1時30分～午後4時 30分
登記・相続手続、債務整 理、成年後見等について 【無料相談】	旭川司法書士会 (司法書士総合相談 センターあさひかわ)	51-7837 ※事前予約制	毎週月～金曜 午前9時～午後5時 ※事前予約制 (相談時間) 毎週火・木曜日 午後5時、午後6時

※法律相談については、17ページの「法テラス旭川」又は79ページの「市民相談センター」
もご覧ください。

※詳しくは、建築指導課へ 電話25-8561

選挙の投票日当日、次の理由で投票できない方は不在者投票ができます

1 病院や老人ホームなどに入院中又は入所中の方

北海道選挙管理委員会が指定した病院又は老人ホーム等（以下「指定施設」という。）に入院又は入所している方は、その指定施設で不在者投票をすることができます。指定施設は、市内では92か所あり、市外の指定施設でも投票することができます。

2 郵便等による不在者投票について

（お持ちの身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証を御確認ください。）

次の（1）～（4）のいずれかに該当する方は、あらかじめ郵便投票証明書の交付手続きを行うことで、自宅等から郵便で投票することができます。

（1）身体障害者手帳をお持ちの方で、次に該当する方

- 両下肢、体幹の障がい、移動機能障害が1級又は2級の方
- 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい1級又は3級の方
- 免疫、肝臓の障がい1級から3級までの方

（2）戦傷病者手帳をお持ちの方で、次に該当する方

- 両下肢、体幹の障がい特別項症、第1項症又は第2項症の方
- 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい特別項症、第1項症、第2項症又は第3項症の方

（3）介護保険の被保険者証をお持ちの方で、次に該当する方

- 要介護状態区分が要介護5の方

※手帳などの記載では該当するかどうか分からないときは、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

（1）～（3）に該当しても、本人が自分で署名できない方は対象になりません。

（4）代理記載の方法による投票を行うことができる方

（1）～（3）のいずれかに該当するが自書できない方で、次の要件のいずれかに該当する方は、代理記載人を届け出ることによって、代理記載による郵便投票ができます。

- 身体障害者手帳に上肢又は視覚の障がいの程度が1級である者と記載されている方
- 戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障がいの程度が特別項症、第1項症又は第2項症と記載されている方

※詳しくは、選挙管理委員会事務局へ 電話25-6513